

TKC 全国会ホームページから「証明書」の真正性が確認できます。

TKC全国会ホームページ



(http://www.tkc.or.jp/)

ココをクリック!
会社法第432条に基づく
記帳適時性証明書の
確認コーナー



「発行日」「発行番号」を
入力し、[OK]ボタンを
クリックすると「証明書」が
確認できます。

PDF表示



●事務所名・商号を消去しています。

金融機関各位

決算書の信頼性を確認するための 『記帳適時性証明書』

(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)

この証明書は、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明します。

- ① 当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時に」作成されていること。
- ② TKC会計事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
- ③ 決算書は法人税申告のため税務署に提出したものと同一であり、別途に作成したものではないこと。
- ④ 法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

TKCシステムを正しく利用した場合にだけ発行されます。

この「証明書」は、TKC会員事務所が行う以下の業務(記帳指導を除く)について、いつ実施したのかを過去3年間にわたって詳細に開示しています。

TKC全国会とは

TKC全国会は、昭和46年8月17日、TKCシステムを利用する税理士・公認会計士によって結成され、現在1万名を超える会員(TKC会員)が参加しています。その事業目的は以下の5つです。



1. 租税正義の実現
2. 税理士業務の完璧な履行
3. 会計事務所の経営基盤の強化
4. TKCシステムの徹底活用
5. 会員相互の啓発、互助及び親睦

巡回監査とは

TKC全国会では、巡回監査を次のように定義しています。巡回監査とは、関与先企業等を毎月及び期末決算時に巡回し、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真实性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することである。

巡回監査支援システム

巡回監査においては、経営方針の健全性の吟味に努めるものとする。この行動基準に基づいて、巡回監査の手法は詳細に定められています。また、TKC会計人は毎月実施する巡回監査の直後に、月次決算を実施しています。

「FX2シリーズ」とは

企業向けの管理会計システムです。最新業績を「365日変動損益計算書」から即座につかみ、経営改善のヒントを提供し、黒字決算のための業績管理を行います。

また、FX2に入力された管理会計データは、巡回監査のあと財務会計データに変換されます。

※TKCシステムでは、過去の仕訳及び過去の勘定科目残高に対する追加・修正・削除の処理を禁止しています。

戦略財務情報システム (FX2)

「継続MAS」とは

企業の経営改善計画を策定するシステムです。「中期経営計画」と「短期経営計画」の策定を行い、期中においては四半期ごとの「業績検討会」を開催することにより、経営者に気づきとやる気を促すシステムです。

継続MASシステム

「記帳適時性証明書」が発行されるまでの業務プロセス

【原簿PDF】 会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書 第 1851339543 号
発行日: 平成21年 9月 1日

貴事務所の関与先企業 株式会社 TKC製作所 代表取締役社長 高田 順三

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について
① TKC会員は「TKC全国会行動基準」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先に出向き巡回監査することが求められていますが、貴事務所の実施状況は資料1のとおりです。
② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の決算書に計上された仕訳の件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第16期)の法人税申告書の作成状況」について
① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一括通貫となっています。
② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目)と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目)とは完全に一致しており、貴国与先税の法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告書」の提出)の実践について
TKC会員は「TKC全国会行動基準」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2に基づく書面を添付することが求められていますが、貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について
① 貴国与先の財務データは、平成 5年 7月分から継続して利用しており、利用期間は16年 0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の過激な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性の確認方法について
次のTKC全国会HPサイトから確認できます。なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。
http://www.tkc.or.jp/ (掲載期限: 平成22年 8月31日) 以上

資料1: 過去3年間における月次決算(※翌月: ○翌々月: 無印)月次と期末月とは関係)及び年次決算の状況

月	監査対象月(仕訳数)	データ処理日	監査対象月(仕訳数)	データ処理日	監査対象月(仕訳数)	データ処理日
1	平成18年 7月	476	平成18年 8月25日	476	平成18年 8月25日	476
2	平成18年 8月	459	平成18年 9月22日	459	平成18年 9月21日	465
3	平成18年 9月	454	平成18年10月20日	454	平成18年10月19日	441
4	平成18年10月	441	平成18年11月17日	441	平成18年11月22日	442
5	平成18年11月	454	平成18年12月22日	462	平成19年11月	456
6	平成19年12月	442	平成19年1月19日	454	平成20年12月	468
7	平成19年 1月	446	平成19年 2月19日	458	平成20年 2月15日	438
8	平成19年 2月	467	平成19年 3月22日	463	平成20年 3月21日	444
9	平成19年 3月	456	平成19年 4月19日	472	平成20年 4月18日	453
10	平成19年 4月	482	平成19年 5月18日	483	平成20年 5月22日	447
11	平成19年 5月	483	平成19年 6月22日	449	平成20年 6月20日	445
12	平成19年 6月	456	平成19年 7月20日	473	平成20年 7月22日	439
13	平成19年 7月	445	平成19年 8月17日	448	平成20年 8月15日	446
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

資料2: 前期(第16期)の法人税申告書の作成状況

項目	結果
法人税申告書の作成日	平成21年 8月21日
法人税申告書はTKCシステムで作成された電子申告されています。	
① 別表の当期利益又は当期損失の額(1)	9,504,917円 (A) ② ①と一致しており、申告書は決算書に基づいています。
③ 別表の「法人税額(2)」	3,165,000円

資料3: 前期(第16期)のKFSの利用状況

項目	結果
K: 継続MAS(経営計画)	◎ 利用 ○ 未利用
F: 継続MAS(財務計画)	◎ 利用 ○ 未利用
M: 継続MAS(管理会計)	◎ 利用 ○ 未利用
S: 継続MAS(戦略財務)	◎ 利用 ○ 未利用



堤敬士税理士事務所 殿

発行日：平成21年 9月 1日

株式会社TKC
代表取締役社長 高田 順三



貴事務所の関与先企業 株式会社 TKC製作所 殿の会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に関して次の事実を証明します。

1. 「資料1：過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について

- ①TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先に出向き巡回監査することが求められていますが、貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。
②「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

(審査) Y N
Table with 2 columns: Y, N. Rows correspond to items 1-5.

2. 「資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況」について

- ①TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。
②前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴関与先殿の法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

- TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2に基づく書面を添付することが求められていますが、貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

- ①貴関与先の財務データは、平成5年7月分から継続して利用しており、利用期間は16年0か月となります。
②この利用期間において過去仕訳及び科目残高の適時的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性の確認方法について

次のTKC全国会HPサイトから確認できます。なお、ここでは事務所名と商号の表示を省略しています。http://www.tkcnc.or.jp/ (掲載期限：平成22年8月31日) 以上

資料1：過去3年間における月次決算(◎翌月：○翌々月：無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

Table with columns for year/month, monitoring period, number of entries, data processing date, and audit status. Includes summary rows for tax return numbers and net income.

資料2：前期(第16期)の法人税申告書の作成状況

Table with columns for item, date, and result. Shows tax return filing date and consistency with financial statements.

資料3：前期(第16期)のKFSの利用状況

Table showing usage of KFS (K: Business Plan, F: FX2 Series, S: Document Attachment).

TKC全国会情報

Table with TKC membership information: member name, date of joining, and website URL.

※「記帳適時性証明書」の内容を金融機関にて審査(チェック)していただくための欄です。

「記帳適時性証明書」の解説

●この「証明書」は、TKC全国会(4頁参照)に所属する税理士又は公認会計士の事務所が、TKCシステムを利用して、期中においては①毎月、関与先企業に出向いて巡回監査(4頁参照)を実施し、②月次決算を行い、さらに期末においては、③決算書と法人税申告書等を作成し、④税務申告を電子申告で行った場合に発行されます。

●TKCでは、これら一連のコンピュータ処理をASP方式で受託しており、その全プロセスにわたって処理記録(ログ・データ)を収集し、この「証明書」を自動発行しています。

●会社法第432条は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定しています。この「証明書」は、その適時性及びに計算の正確性を証明するものです。(内容の正確性を証明するものではありません。)

●この「証明書」の発行目的は、会計事務所が関与先企業の経営者に対して、会社法が求める会計記帳の適時性を証明する資料を提供することですが、併せて関与先企業が金融機関等に融資を求めるときに、その決算書が期中に作成された会計帳簿と完全に一致していることを証明する手段として活用することにあります。

●TKCシステムでは、過去の仕訳及び過去の勘定科目残高に対する追加・修正・削除の処理を禁止しています。また、勘定科目の前期末残高は当期首残高に自動的に切り替わるため、コンピュータの裏操作により期中及び期末の勘定科目残高が改ざんされることはありません。

そのため、数年にわたってTKCシステムの利用を継続している企業の決算書については、会計帳簿の裏付けと計算の正確性は確保されていると見なすことができます。

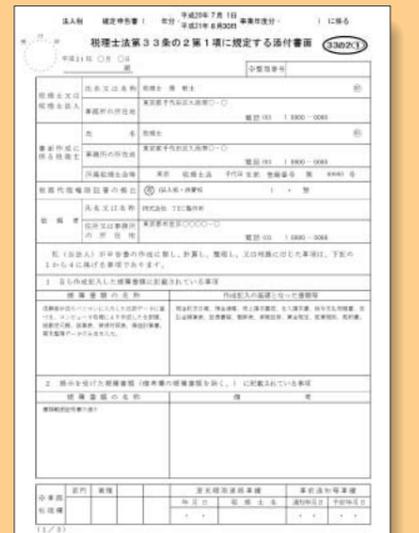
●TKC会員による巡回監査及び月次決算は、毎月、関与先企業が作成した会計資料並びに会計記録を対象として翌月に実施することを原則としています。これを遵守した月には「注」欄に◎印が示されます。ただし、期首第一月の月次巡回監査及び期末整理を伴う決算巡回監査については2か月遅れでも妥当とされています。

●資料1に示す「仕訳数」は、各月の巡回監査及び月次決算の対象となった取引の件数です。売上高及び仕入高等について取引の都度計上することなく、日々の総額或いは月間の総額を一括計上している場合は仕訳数は少なくなります。TKC会員事務所では巡回監査の直後に月次決算(データ処理)を実施しています。

●この「証明書」の左下にある「S：書面添付(税理士法33-2)」の欄は、当関与先企業の法人税申告に当たり、TKC会員が税理士法第33条の2が規定する書面を添付したかどうかを証明しています。

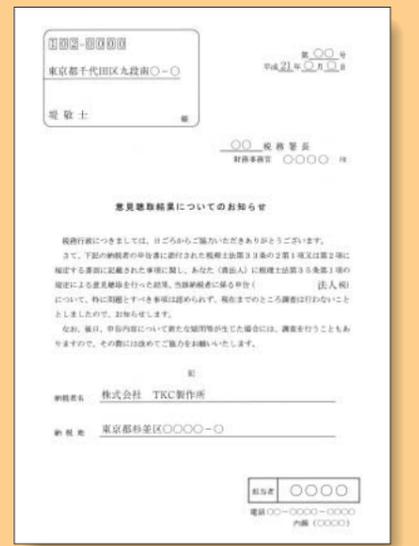
この書面は、いわば「決算申告確認書」と言えるもので、その目的は、税理士が租税法に従い、独立した公正な立場において高度な注意義務を果たしたことを、さらに誠実義務と忠実義務(説明責任)を果たしたことを明らかにすることです。

税理士が税務署に提出する「決算申告確認書」(税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面)



●TKC全国会では、すべてのTKC会員に対してこの書面添付を実践することを求めています。なお、税理士がその書面に虚偽の記載をした場合は懲戒処分を受けることとなります。また、税務当局が適正な書面と認められた場合は、税理士に対して「税務調査省略通知書」が発行されることになっています。

税務署が税理士に発行する「税務調査省略通知書」(意見聴取結果についてのお知らせ)



●正しい記帳指導と迅速な月次決算は、関与先企業の経営改善に役立ちます。TKCでは、これらの財務会計と連動して黒字決算の実現に役立つ「F：FX2シリーズ」(4頁参照)及び中期の経営計画を策定する「K：継続MAS」(4頁参照)を提供しています。

●この「証明書」は、TKCからTKC会員に対して電子メールの添付ファイル(PDF)として提供されます。紙に印刷された証明書を検証する場合は、TKC全国会ホームページ(http://www.tkcnc.or.jp/)から確認することができます。